

施設基準に関わるお知らせ

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づき診療を行っている保険医療機関として、各種施設基準の届出・算定を行っております。

施設基準に関するお知らせにつきましては、下記よりご確認ください。

何卒よろしくお願い申し上げます。

■電子的診療情報連携体制整備加算 2

- ・当院では、オンライン資格確認を行う体制を整備し、取得した診療情報を診察室等で閲覧・活用しています。
- ・電子処方箋の発行体制および電子カルテ情報共有サービスの活用体制を整備しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する取り組みを行っています。

[こちらのお知らせ\(厚生労働省\)](#)もご確認ください。

■明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明性を高め、患者様への情報提供を推進するため、診療報酬の算定項目が記載された明細書を無料で発行する体制と整えております。

明細書の交付を希望されない方は、受付までお申し出ください。

■お薬の処方について

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者様に適切に医薬品を提供するために処方箋には、医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載する取り組みを行っております。お薬についてご不明な点などがありましたら、医師へお気軽にご相談ください。

■外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5について

当院では、医療現場で働く職員の賃金改善を図り、質の高い医療を継続して提供できる体制の維持・向上に努めております。

施設基準の届出一覧（令和 8 年 6 月 1 日時点）

- ・ （外来感染）外来感染対策向上加算 第 44 号
- ・ （外医 D X 2）電子的診療情報連携体制整備加算 2 第 1036 号
- ・ （時間外 1）時間外対応体制加算 1 第 82 号
- ・ （がん指）がん治療連携指導料 第 448 号
- ・ （在持充）在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理
理
- ・ 体制加算 第 515 号
- ・ （外在ベ I 注）外来・在宅ベースアップ評価料（I）の注 5 第 538 号



とっても
簡単!

マイナンバーカード

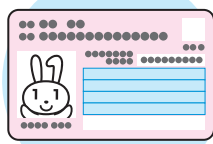
1



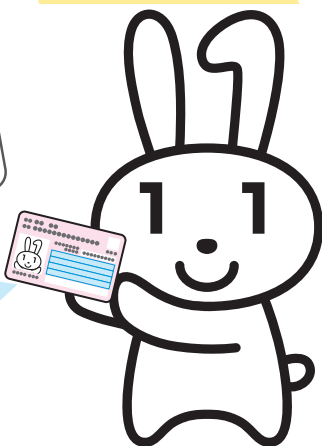
受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



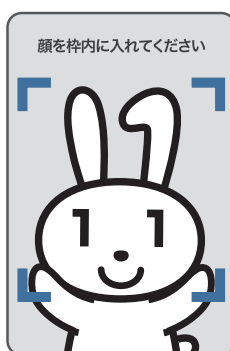
2



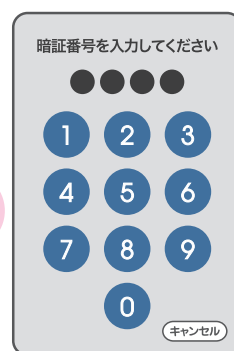
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

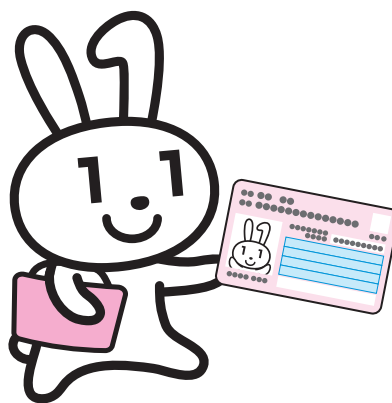
※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

ぜひ、一度使ってみませんか？ マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用には
さまざまなメリットがあります！



Point!

薬剤情報等の提供に**同意**をすると、

データに基づく適切な医療が受けられる！

さらに…健康保険証で受診した場合と比べて、
初診時等の窓口負担が低くなる！

Point!

限度額適用認定証等がなくても、

**手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！**

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは 

マイナンバーカード 保険証利用

